

## 同一生計に関する誓約書（自動車税減免用）

登録番号 または 車台番号			
	氏 名	住 所	
納税義務者			障害者との続柄 [ ]
障 害 者		<input type="checkbox"/> 納税義務者と同じ	施設名（施設入所の場合）
運 転 者		<input type="checkbox"/> 納税義務者と同じ	障害者から見て [ ]
同一生計等の内容（①及び②の各項目について少なくとも1つずつレ点の記入が必要です。）			
①車の使用状況に関すること <input type="checkbox"/> 障害者の治療や透析・検診など通院のため <input type="checkbox"/> 障害者の通学のため <input type="checkbox"/> 障害者の通所のため <input type="checkbox"/> 障害者の仕事のため		②同一生計に関すること <input type="checkbox"/> 生活費、学資金、療養費等 <input type="checkbox"/> 公共料金や家賃等 <input type="checkbox"/> 通院や通学等の際にかかる経費 <input type="checkbox"/> 施設入所の際の経費 <input type="checkbox"/> 車両運行にかかる経費 <input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 施設入所中である重度障害者があり、一時帰省など帰宅中はこの車を通院や外出に使用する。（重度障害：身障1・2級、療育㊦・A、精神1）		この自動車は常時使用している。          の負担があり、生計の全部または一部を共にしている。          [ ]	
上記のとおり納税義務者、障害者及び運転者が生計を一にしています。また、この車は障害者のために使用することを誓約します。併せて、この誓約内容と異なる事実が発覚した場合は、直ちに該当する年度にかかる自動車税の納税を行います。 (宛先) 埼玉県自動車税事務所長			
		氏 名	印
		納税義務者	
		電話番号	
令和 年 月 日			

◎「同一生計に関する誓約書」に関する注意事項

- 1 納税義務者、障害者および運転者が同居している場合（住民票上の住所が同じ場合）は、本誓約書は必要ありません。
- 2 納税義務者と障害者が扶養関係にある場合は、扶養関係が確認できる書類を提出してください。この場合、本誓約書は必要ありません。
- 3 この誓約書は、納税義務者が記入してください。
- 4 表面「②同一生計に関すること」は、納税義務者と障害者間の生計に関する負担、または納税義務者や運転者が車両運行にかかる経費を負担している状況等を記載してください。
- 5 障害者の住民票上の住所が県外の場合は減免に該当しません。
- 6 運転者の住民票上の住所が県外の場合、本誓約書により同一生計状態を誓約できれば減免対象になります。
- 7 施設入所中の場合は、重度障害以外の方は減免に該当しません。
- 8 誓約内容と異なる事実が発覚した場合、申請当初に遡って減免取消になりますのでご注意ください。